

認知症初期集中支援チーム

「認知症初期集中支援チーム」は、認知症の人やその疑いのある人などを対象に、4カ月間継続して自宅を訪問し、安心して在宅生活を続けられるよう支援を行います。

●対象者

◇市内に住む40歳以上で認知症の人やその疑いのある人

◇認知症による徘徊や被害妄想などの対応に困っている家族

●支援内容

◇適切な医療機関への受診勧奨
◇介護保険申請支援や介護および福祉サービスの調整
◇認知症の人への接し方など家族への助言

◇成年後見制度など権利擁護に関する支援

◇かかりつけ医との連携
◇申し込みと問い合わせ先

すこやか長寿課地域包括支援センター
☎(501)2306



大野城市地域密着型サービス事業者の公募

市では、「第6期大野城市介護保険事業計画」に基づき地域密着型サービスの整備を行っています。

そこで、この計画に沿ったサービスの整備を行うため、平成29年度開設を予定している事業者を公募します。

●対象事業の種類

- ①(介護予防) 認知症対応型共同生活介護(ユニット(9床))
- ②(介護予防) 小規模多機能型居宅介護

●地区・整備数

◇南地区・①②各1カ所

◇中央地区・①②各1カ所

●公募の書類

提出先で配布、または市ホームページからダウンロード

●公募書類の提出期限

9月29日(金) 午後5時

●郵送不可

●提出と問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当
☎(580)1860

犬の登録と狂犬病予防注射をしましょう



狂犬病予防法により、全ての犬の飼い主は、次のことを義務付けられています。

ペットの飼い主の皆さんへ 飼い主としての最低限のルールを守りましょう

最近、ペットに関する苦情や相談(主に、フンや尿に関するもの)が増えています。その多くは飼い主の無責任な飼い方が原因となっています。

ペットの飼育に責任を持ち、終生飼うようにしてください。また、ほかの人の迷惑にならないよう、飼い方について次のことにも注意しましょう。また、愛護動物を傷つけたり捨てたりすることは犯罪です。違反すると動物の愛護及び管理に関する法律により罰せられます。

◆市町村への登録

◆予防注射(年1回)

◆登録鑑札と注射済票の犬への装着
逃げ出した犬が登録鑑札や注射済票を装着していれば、すぐに飼い主の元へ返すこともできます。

また、飼い主の義務を怠ると罰金を科せられることがあります。

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課生活環境担当
☎(580)1887

●犬を飼う場合

◇フンは責任を持って持ち帰る。
◇散歩中には必ずリードでつなぎ、放し飼いはしない。

◇日頃からストレスをためないよう散歩に連れて行き、無駄吠えを防止する。

●猫を飼う場合

◇屋内で飼う。

●問い合わせ先

環境・最終処分場対策課生活環境担当
☎(580)1887

